

令和6年度 一般会計 歳出 第6款2項5目
0043保育所等整備・活用促進事業 委託料等(12-04-000001)

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 こども青少年局 こども施設整備課	担当者名 ^{くぼた} 窪田 電話 671-4146
------	------	-----	-----------------------------	---------------------------------------

設 計 書

- 1 委託件名 令和6年度入船の森保育園における排煙装置更新業務委託
- 2 履行場所 横浜市鶴見区浜町1-1-1 入船小学校内 入船の森保育園
- 3 履行期間
又は期限 期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 特になし
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 本業務は、本市が建物を貸し付けている認可保育所の排煙装置について、平成17年に整備を行ったが、経年による劣化が進行し故障の兆候が顕在化しているため、更新作業を行うものとする。また、更新は、排煙装置11箇所のハンドルボックス、ダンパー、ワイヤーである。

8 部分払

- する(回以内)
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

* 単価及び金額は消費税相当額を含まない金額

* 概算数量の場合は, 数量及び金額を()で囲む。

<p>委託代金額 (概算金額)</p>	
<p>内訳 業務価格</p>	
<p>消費税及び地方消費税相当額</p>	

委託内訳書

名 称	形状寸法等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
令和6年度入船の森保育園における排煙装置更新業務委託						
総 括 表						
1 排煙装置更新業務		式	1			
2 諸経費 (法定福利費含む)		式	1			
合計						①
消費税等相当額						②=①×10%
総計						①+②

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1 排煙装置更新業務					
排煙装置(AW-1) MD-NW 突出し窓 3連と同等のもの	2	カ所			
排煙装置(AD-1) MD-NW 突出し窓 2連と同等のもの	2	カ所			
排煙装置(AD-1) MD-NW 突出し窓 3連と同等のもの	2	カ所			
排煙装置(AD-1T) MD-NW 突出し窓 2連と同等のもの	2	カ所			
排煙装置(AD-1T) MD-NW 突出し窓 3連と同等のもの	2	カ所			
排煙装置(AD-2) MD-NW 突出し窓 単窓と同等のもの	1	カ所			
施工費	1	式			
小計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

仕様書

本仕様書では、入船の森保育園排煙装置更新業務委託に係る仕様を定める。

1 委託業務名

令和6年度入船の森保育園における排煙装置更新業務委託

2 業務目的

本業務は、本市が建物を貸し付けている認可保育所の排煙装置について、平成17年に整備を行ったが、経年による劣化が進行し故障の兆候が顕在化しているため、更新作業を行うものとする。また、更新は、排煙装置11箇所の手動ボックス、ダンパー、ワイヤーである。

3 履行場所

横浜市鶴見区浜町1-1-1 入船小学校内

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務委託の内容

入船の森保育園における排煙装置の更新

6 業務委託範囲

本業務の委託範囲は、次の(1)から(5)のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、横浜市（以下「委託者」という。）が定める委託契約約款に従うこととする。
- (2) 業務の遂行に先立ち、委託者と十分に協議のうえ、実効的なスケジュールを作成したうえで、作業を開始することとする。
- (3) 当委託は現在運営を行っている園での作業となります。
園運営への影響が最小限になるよう、原則土日祝での作業とします。（9:00～17:00）
なお、土曜日については登校園の時間帯を除いての作業とします。
- (4) 工事に必要な電気、水道は支給する。
- (5) 本業務委託を実施するにあたって知り得た内容を外部に漏らすことを禁ずる。

7 納品物

項目	部数	形式
機器更新完了報告書	1部	紙媒体 及び 電子データ

※各ドキュメントについては協議のうえで決めた電子データ (Word や Excel 等のファイル) で提出すること。

8 その他

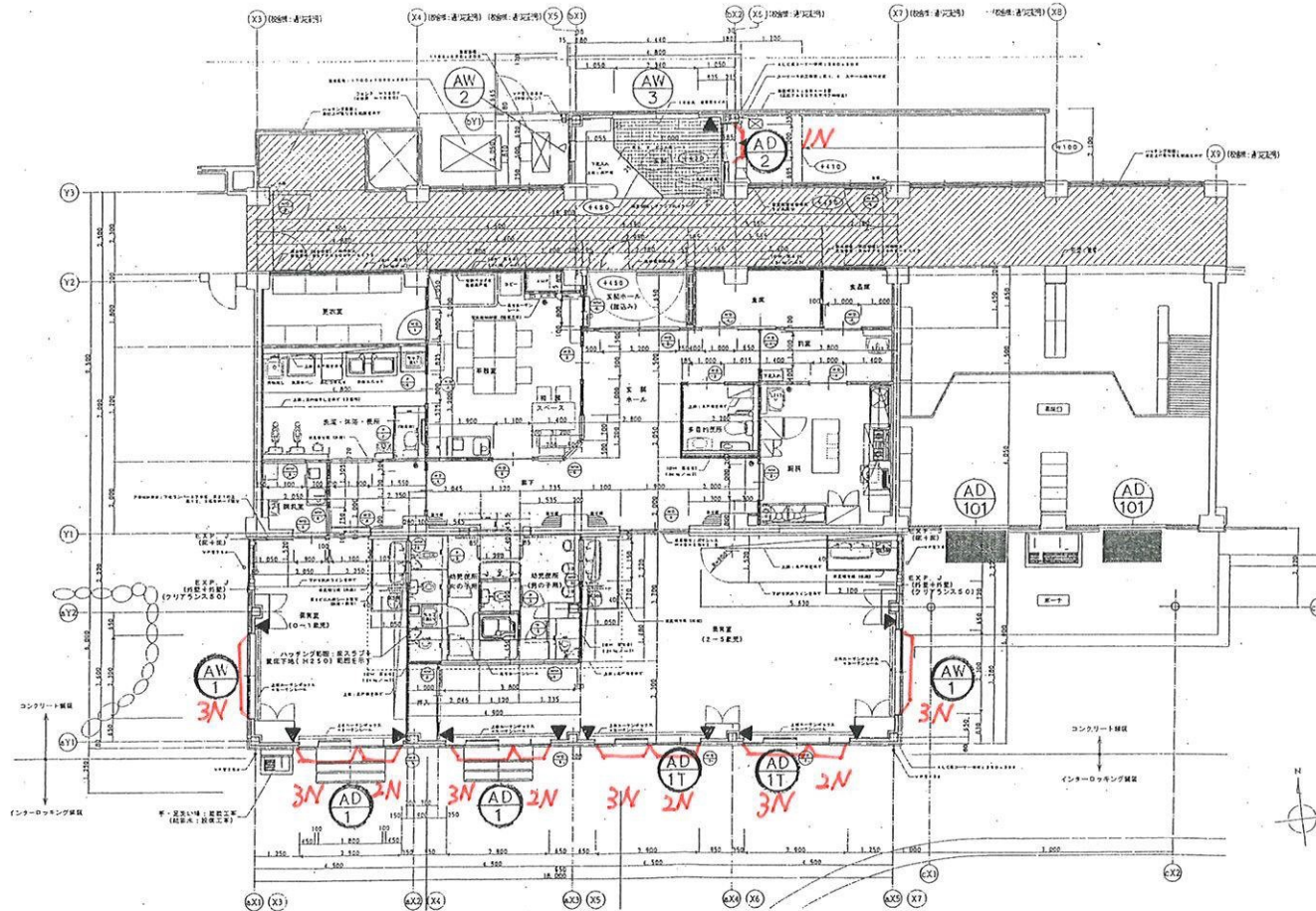
本業務の遂行にあたっては、この仕様書のほか、委託者の指示に基づき、十分な協議を行ったうえで進めるものとする。

9 適用文書

「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、「委託契約約款」を遵守しなければならない。

なお、契約不適合責任期間に関することは、本約款第 46 条第 1 項の定めにかかわらず、受託者は本業務について引き渡しを行った日を起算日として 1 年間、本業務の遂行により生じた成果物等に対する契約不適合責任を負うこととする。ただし、受託者が引き渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。



▲印はオペレータ製作位置を示す。(建築の事)

